

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（鋼材）追加特約書 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00017 <u>沿革 平成30年2月26日 一部改正</u> と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）の追加特約を下記のとおり締結する。 記	貿易一般保険包括保険（鋼材）追加特約書 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00017 と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「特約書」という。）の追加特約を下記のとおり締結する。 記	
（対象契約から除外する輸出契約） 第1条 別紙1から に規定する輸出契約（一の契約に含まれる輸出契約であって当該輸出契約に係る代金の額が契約金額の二分の一以下の<u>場合を除く。</u>）については、特約書第1条の規定にかかわらず、対象契約から除外する。 上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。 年 月 日 輸出組合名 印 株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印 <u>附 則</u> <u>この改正は、平成30年4月1日から実施する。</u>	（対象契約から除外する輸出契約） 第1条 別紙1から に規定する輸出契約（一の契約に含まれる輸出契約もこれに該当する。）については、特約書第1条の規定にかかわらず、対象契約から除外する。 上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。 年 月 日 輸出組合名 印 株式会社日本貿易保険代表取締役社長名 印	
（別紙 ）	（別紙 ）	

新	旧	備考
特約書第1条に規定する輸出者が である場合は、次に掲げる輸出契約 1 (略) 2 輸出契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、第1号及び第2号に該当するもの又は第1号及び第3号に該当するもの（保険<u>契約</u>の申込みの後に該当することとなった場合を除く）。 一～三 (略)	特約書第1条に規定する輸出者が である場合は、次に掲げる輸出契約 1 (略) 2 輸出契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、第1号及び第2号に該当するもの又は第1号及び第3号に該当するもの（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く）。 一～三 (略)	